茅ヶ崎市身体障害者福祉規則及び茅ヶ崎市知的障害者福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月２０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第５号

茅ヶ崎市身体障害者福祉規則及び茅ヶ崎市知的障害者福祉規則の一部を改正する規則

（茅ヶ崎市身体障害者福祉規則の一部改正）

第１条　茅ヶ崎市身体障害者福祉規則（平成１５年茅ヶ崎市規則第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

自立訓練（１日当たり）
円 ０
０
１００
２００
３００
４００
５００
７００
１，０００
１，３００
１，７００
２，１００
２，５００
３，０００
３，５００
４，０００
４，６００

を「

自立訓練（１日当たり）	就労選択支援（１日当たり）
円 ０	円 ０
０	０
１００	１００
２００	２００
３００	３００
４００	４００
５００	５００
７００	７００
１，０００	１，０００
１，３００	１，３００
１，７００	１，７００
２，１００	２，１００
２，５００	２，５００
３，０００	３，０００
３，５００	３，５００
４，０００	４，０００
４，６００	４，６００

に改め、同表備

措置費額

」　　

措置費額	措置費額

」

考１５中「備考１４」を「備考１５」に改め、同表中備考１５を備考１６とし、備考１４を備考１５とし、備考１３を備考１４とし、備考１２を備考１３とし、備考１１を備考１２とし、備考１０を備考１１とし、備考９を備考１０とし、備考８を備考９とし、備考７の次に次のように加える。

８　「就労選択支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１３項に規定する就労選択支援をいう。

別表第３備考１中「別表第１備考１１」を「別表第１備考１２」に改め、同表備考２中「別表第１備考１２」を「別表第１備考１３」に改め、同表備考３中「別表第１備考１３」を「別表第１備考１４」に改める。

別表第５備考１中「別表第１備考１１」を「別表第１備考１２」に改め、同表備考２中「別表第１備考１２」を「別表第１備考１３」に改める。

（茅ヶ崎市知的障害者福祉規則の一部改正）

第２条　茅ヶ崎市知的障害者福祉規則（平成１５年茅ヶ崎市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

自立訓練（１日当たり）
円 ０
０
１００
２００
３００
４００
５００
７００
１，０００
１，３００
１，７００

を「

自立訓練（１日当たり）	就労選択支援（１日当たり）
円 ０	円 ０
０	０
１００	１００
２００	２００
３００	３００
４００	４００
５００	５００
７００	７００
１，０００	１，０００
１，３００	１，３００
１，７００	１，７００

に改め、同表備

２，１００	２，１００	２，１００
２，５００	２，５００	２，５００
３，０００	３，０００	３，０００
３，５００	３，５００	３，５００
４，０００	４，０００	４，０００
４，６００	４，６００	４，６００
措置費額	措置費額	措置費額

考１５中「備考１４」を「備考１５」に改め、同表中備考１５を備考１６とし、備考１４を備考１５とし、備考１３を備考１４とし、備考１２を備考１３とし、備考１１を備考１２とし、備考１０を備考１１とし、備考９を備考１０とし、備考８を備考９とし、備考７の次に次のように加える。

８　「就労選択支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１３項に規定する就労選択支援をいう。

別表第３備考１中「別表第１備考１１」を「別表第１備考１２」に改め、同表備考２中「別表第１備考１２」を「別表第１備考１３」に改め、同表備考３中「別表第１備考１３」を「別表第１備考１４」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。